犯罪被害者等への福祉的支援の必要性

－511 名の犯罪被害者等の WEB 実態調査結果から－

○　武庫川女子大学　　大岡　由佳（6721）

［キーワード］犯罪被害者、生活支援、福祉専門職、支援

１．研 究 目 的

阪神大震災以降に関心が向けられるようになったトラウマケアについては“心”のケアが中心となって始まった経緯がある。東北の大震災を皮切りに、災害現場では、災害ソーシャルワークとして福祉専門職の関与や雇用が進み、福祉専門職の重要性が改めて認識されたところであるが、犯罪被害者等に至っては、大規模の集団被災と違い、今なお生活支援が十分に提供されてはいない。既存の児童、高齢、障害者といった福祉サービスを利用できる者は限られている。本研究では、実際の犯罪被害者等の被害後の生活実態と支援ニーズを明らかにし、その支援に必要な、福祉的支援の必要性について検討を行う。

２．研究の視点および方法

過去 10 年以内に、自身または家族が、犯罪（交通事故を含む）によって、生命・身体に深刻な被害を受けた経験（殺人・障害、交通事故、性犯罪、その他の犯罪被害の経験）がある者を対象とした。従来の犯罪被害者等調査では、自助グループ等の被害者であることを表明したり社会活動を行っている被害者等がその対象になってきたが、今回は、不特定多数の犯罪被害者の実態とニーズを知ることを目的として調査を行うべく、WEB 調査の手法を採用した。研究の手続きは、ネット上で対象者のスクリーニングを行い、犯罪被害者であると回答した者のみに後日、本調査の依頼を行い、その依頼に同意した者が調査に協力する形とした。調査項目は、生活実態の詳細が把握できるよう、年齢、学歴、年収、被害後の生活困難内容、社会生活障害の程度、受診の有無、相談先、支援制度の知識等についてであった。調査期間は、2015 年 3 月 6 日-3 月 10 日の 5 日であった。

３．倫理的配慮

本研究は、WEB 管理自体は業者に委託して行ったが、その業者の個人情報保護方針によって個人情報は管理された。質問内容におけるプライバシーの配慮としては、名前や所属等については尋ねず、個人が特定されない工夫を施した。同時に、結果開示については、調査案内に発表者の科研費番号を調査項目に明記し、必要に応じて結果等を閲覧することが出来るようにした。対象者の同意を得る方法としては、1.モニター自体の協力の有無を業者が問う段階、2.本調査の前に行うスクリーニング調査依頼段階、3.本調査の依頼の段

階にて、調査協力の意向を確認した。途中で回答中止をしても不利益が生じないことも明記した。なお本調査は、武庫川女子大学研究倫理委員会の承認を得て行った。

４．研 究 結 果

WEB 調査を実施した結果、殺人・殺人未遂 11 名、傷害等の暴力犯罪 34 名、交通事故 401 名、性犯罪 50 名、その他 15 名の計 511 名から回答を得た。この実態調査結果の概要は次の通りであった。犯罪被害者が被害時に困っていたことは、心理・医療面の問題 285 名（55.8%）が最も多かったが、それに絡め生活の問題 145 名（28.4%）も深刻であった。被害後に、家事を行う上で困った者は 234 名（45.8%）に上った。具体的には、買い物 135 名（57.7%）や通院 134 名（57.3%）、食事の準備・調理・後始末 124 名（53.0%）等に困っていた。被害後に、育児や介護を行う上で困った者は 93 名（18.2%）で、被害後に自宅に居住を続ける上で困った者は 116 名（22.7%）であった。経済的に困ったものは 173 名（33.9%）であった。被害後に一番手助けが欲しいと思った時期は、被害後直後 197 名（38.6%）、すべての期間でほしかった 80 名（15.7%）、被害後の 2 週間 71 名（13.9%）、被害後 2 週間から 3 ヶ月 66 名（12.9%）であった。（被害者が）相談した機関は、警察 143 名（28.0%）、医療機関 94 名（18.4%）と続いており、福祉機関への相談は 20 名（3.9%）、市区町村 28 名（5.5%）に過ぎなかった。相談した機関がない者は 271 名（53.0%）に上った。犯罪被害者についての制度で対象者が知っている制度は、生活保護 240 名（47.0%）、高額療養費 177 名（34.6%）、児童扶養手当 176 名（34.4%）の順となっており、犯罪被害者固有の制度（公営住居の一時入居・優先入居や女性シェルター、犯罪被害者等見舞金／貸付金、第３者行為による傷病届、介護・家事・育児へのホームヘルパー制度等）を知る者は少なかった。福祉の制度を一つも知らない対象者も 141 名（27.6%）いた。「被害後のサポートについて相談する時、どのような状況であれば相談したいか」の問いに対し、「専門の相談員が対応してくれる」280 名（54.8%）、「プライバシーが確保されている空間がある」273 名（53.4%）、「支援の際に、経済的な負担が伴わない」240 名（47.0%）、「具体的な支援を行ってくれる」236 名（46.2%）等となっていた。

5. 考 察

現在、各地方公共団体に犯罪被害者支援窓口が設置されるに至っているが、行政に相談に行くものは僅かであり、福祉機関につながる者も福祉制度につながる者も限られていた。しかし、犯罪被害者等の生活上の困難は無視できないものであり、それらの支援のニーズも高かった。事件事故によって生活が一転してしまう犯罪被害者等は、事件直後からの専門の相談員による生活支援を切実に求めている。早期からの福祉専門職による生活支援の確保の手段について国を挙げて検討していくことが先決であると考えられた。なお、本結果は、文部省科学研究費による研究（課題番号 25780360）の成果の一部である。